

事務連絡
平成24年5月30日

| | | | |
|---|-------------------------|--------|----|
| 各 | 〔都道府県 保健所設置市 特別区〕 | 衛生主管部局 | 御中 |
| | | 民生主管部局 | 御中 |
| 各 | 都道府県労働局 | 労働基準部 | 御中 |
| | | 職業安定部 | 御中 |

| | |
|------------------|----------|
| 厚生労働省健康局 | 総務課 |
| 医政局 | 総務課 |
| 医薬食品局 | 総務課 |
| 労働基準局 | 総務課 |
| 労働基準局安全衛生部 | 計画課 |
| 職業安定局高齢・障害者雇用対策部 | 高齢者雇用対策課 |
| 雇用均等・児童家庭局 | 総務課 |
| 社会・援護局 | 総務課 |
| 社会・援護局障害保健福祉部 | 企画課 |
| 老健局 | 総務課 |

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏は、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気象庁の発表によれば、今年の夏（6～8月）の平均気温は、平年並みか高いとの予報です。気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しました。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、医療機関、介護事業者（施設、訪問介護等）、障害福祉サービス事業者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が

協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、「平成24年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について」（平成24年5月18日付基安発0518第1号、各都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）により、周知が図られておりますので、念のため申し添えます。

(担当者)

| |
|--|
| 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課 岡田 就将、山本 あや TEL : 03-5253-1111 (内 : 2333、2394) FAX : 03-3502-3090 e-mail : okada-shuushou22@mhlw.go.jp yamamoto-aya@mhlw.go.jp |
|--|